

条 例

埼玉県行政不服審査法関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年七月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第四号

埼玉県行政不服審査法関係手数料条例の一部を改正する条例

埼玉県行政不服審査法関係手数料条例（平成二十七年埼玉県条例第六十五号）の一部を次のように改正する。

別表の備考一中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。